

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月5日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都港区芝 1-4-7 氏 名 株式会社ライクス 代表取締役 山口 裕介 電話番号 042-463-0067	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社ライクス 西部導管事業所 都内各工事現場 (八王子市を除く)
事業場の所在地	都内各所（八王子市を除く）
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	設備工事業（ガス工事）
②事業の規模	2,211百万円（事業所売上）
③従業員数	35名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	◎がれき類 → 破碎 → 再生利用 ◎建設汚泥 → 脱水（調質改良） → 再生利用 （別紙 製品別産業廃棄物処理フロー図参照）

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

◎環境管理体制組織図 (別紙のとおり)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	排出量	187.09 t	780.30 t
	(これまでに実施した取組) ・条件を満たした場合の非開削工法の実施 ・条件を満たした場合のエコボール工法の実施 ・小幅掘削による施工		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	排出量	187.00 t	780.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・条件を満たした場合の非開削工法の実施 ・条件を満たした場合のエコボール工法の実施 ・小幅掘削による施工 (前年と同様の取り組みの実施)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類 (コンクリート・アスファルト・その他がれき類) 分別 ・建設汚泥
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類 (コンクリート・アスファルト・その他がれき類) 分別 ・建設汚泥

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	建設混合廃棄物	
排 出 量	8,642.80 t	622.20 t	13.30 t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	建設混合廃棄物	
排 出 量	8,642.00 t	622.00 t	13.00 t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	建設混合廃棄物	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	建設混合廃棄物	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	建設混合廃棄物	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	建設混合廃棄物	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	全処理委託量	187.09 t	780.30 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	8.79 t	102.70 t
	再生利用業者への 処理委託量	178.30 t	677.60 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	建設混合廃棄物	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	建設混合廃棄物	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	建設混合廃棄物	
全処理委託量	8,642.80 t	622.20 t	13.30 t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	533.10 t	15.00 t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	8,109.70 t	607.20 t	13.30 t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	全 処 理 委 託 量	187.00 t	780.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	8.00 t	102.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	179.00 t	678.00 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	建設混合廃棄物	
全 処 理 委 託 量	8,642.00 t	622.00 t	13.00 t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	533.00 t	15.00 t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	8,109.00 t	607.00 t	13.00 t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

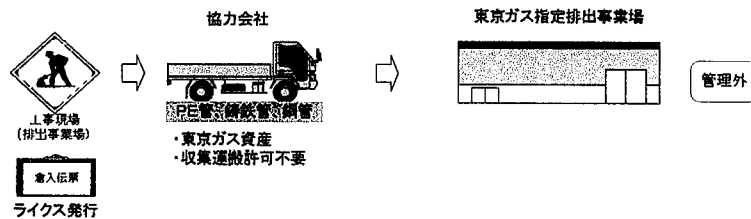
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

製品別産業廃棄物処理フロー

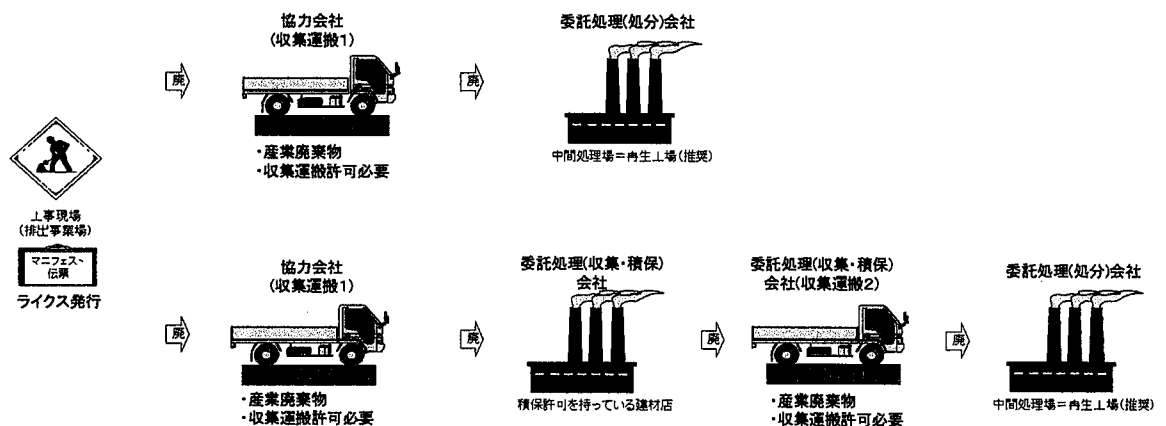
本支管ガス工事・舗装工事(製品No. I)・供給管ガス工事(製品No. II)

本支管工事・供給管工事

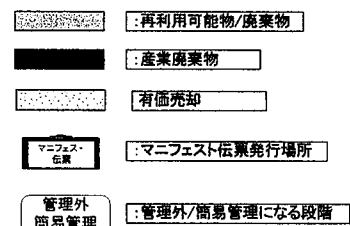


堀上管類は、東京ガスの資産であり、占有者自ら利用している為「廃棄物」扱いとしない。

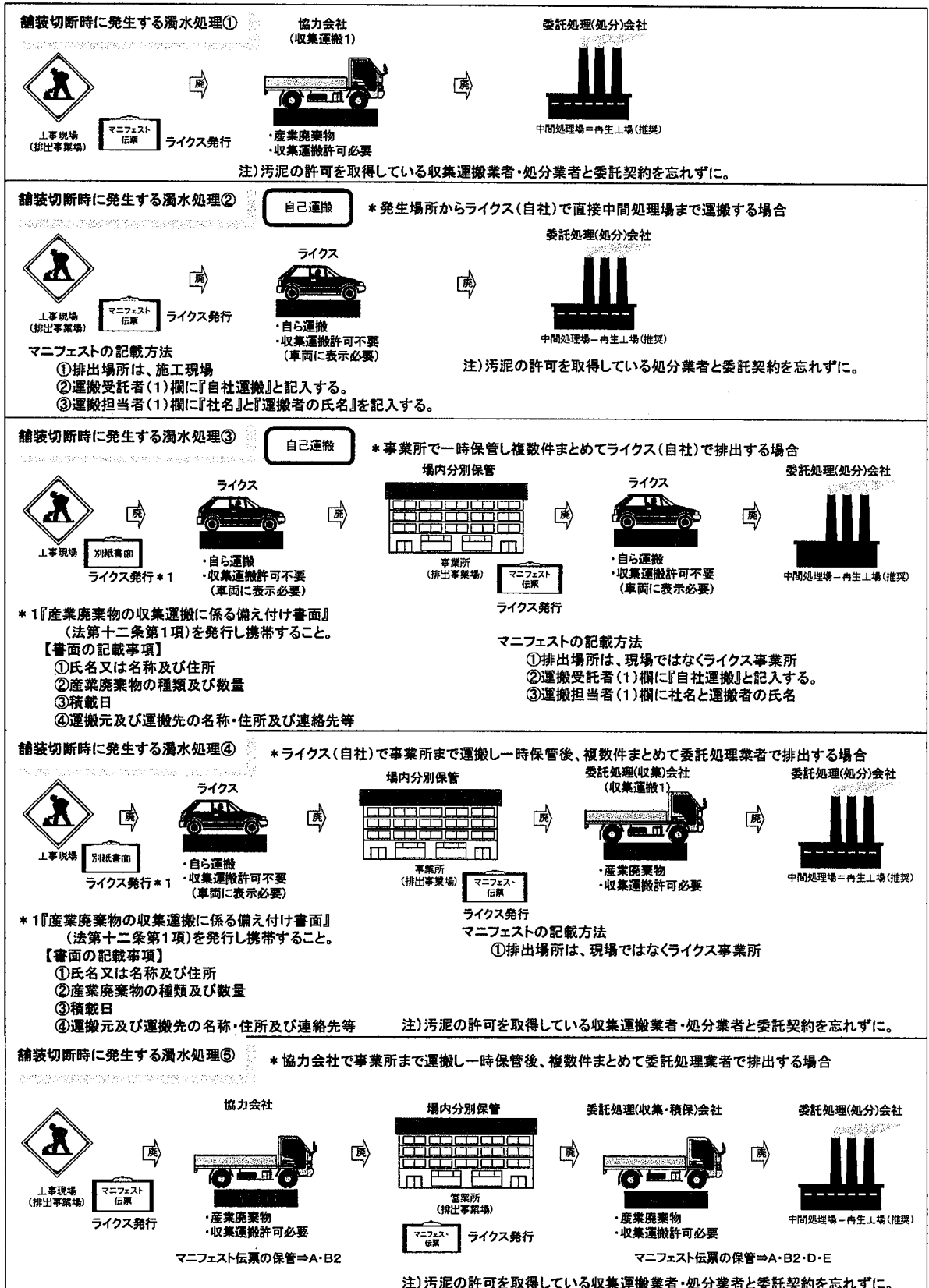
本支管工事・舗装工事・供給管工事



マニフェスト伝票の保管:
収集運搬1社の場合⇒A・B2・D・E
収集運搬2社の場合⇒A・B1・B2・D・E

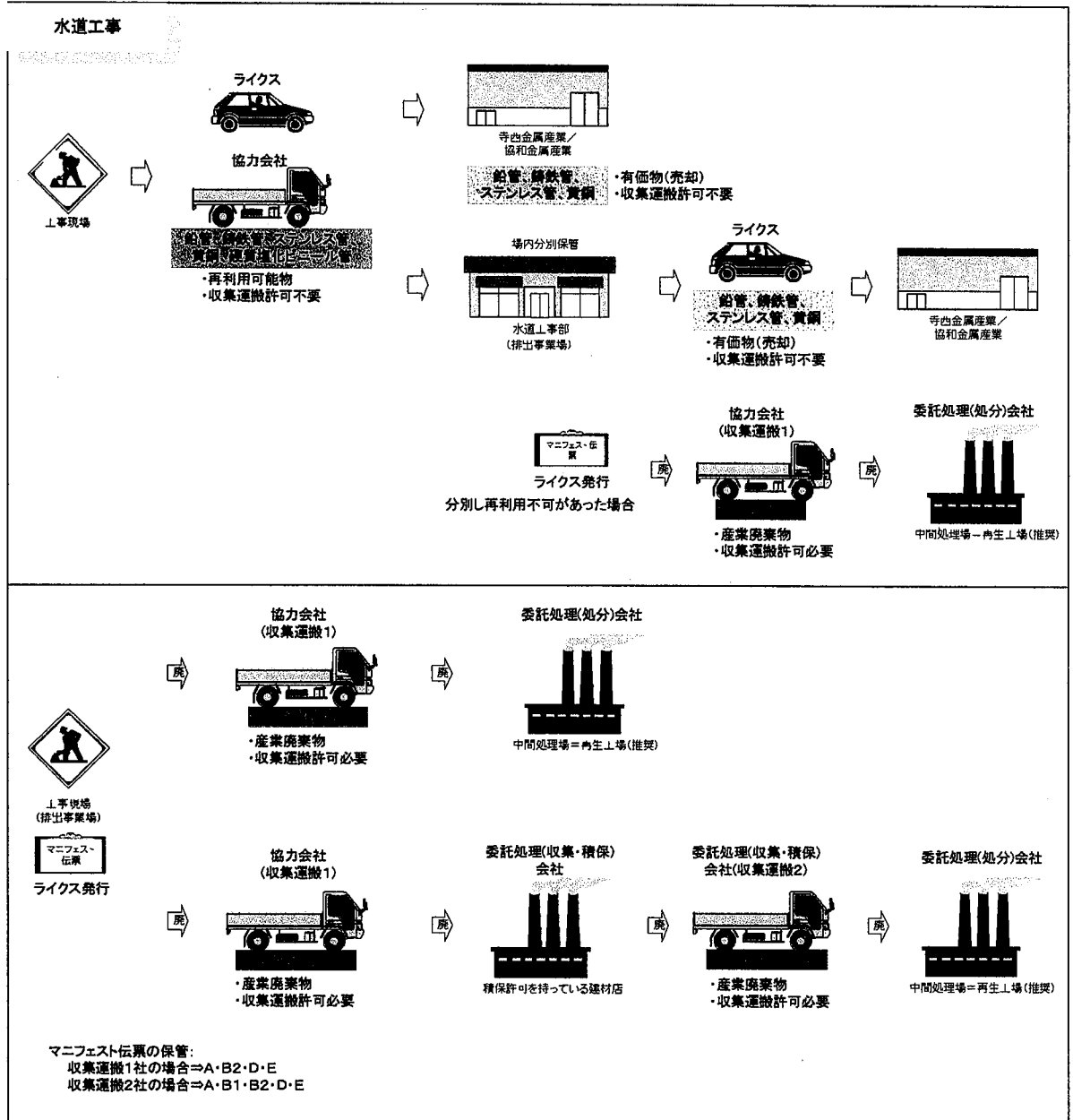


本支管ガス工事・舗装工事(製品No. I)・供給管ガス工事(製品No. II) 緊急保安工事



2016.7.1記載: 乾式カッター使用時発生切粉も「汚泥」として上記ルールを適用する。

水道工事(製品No.Ⅲ)



環境管理体制組織図

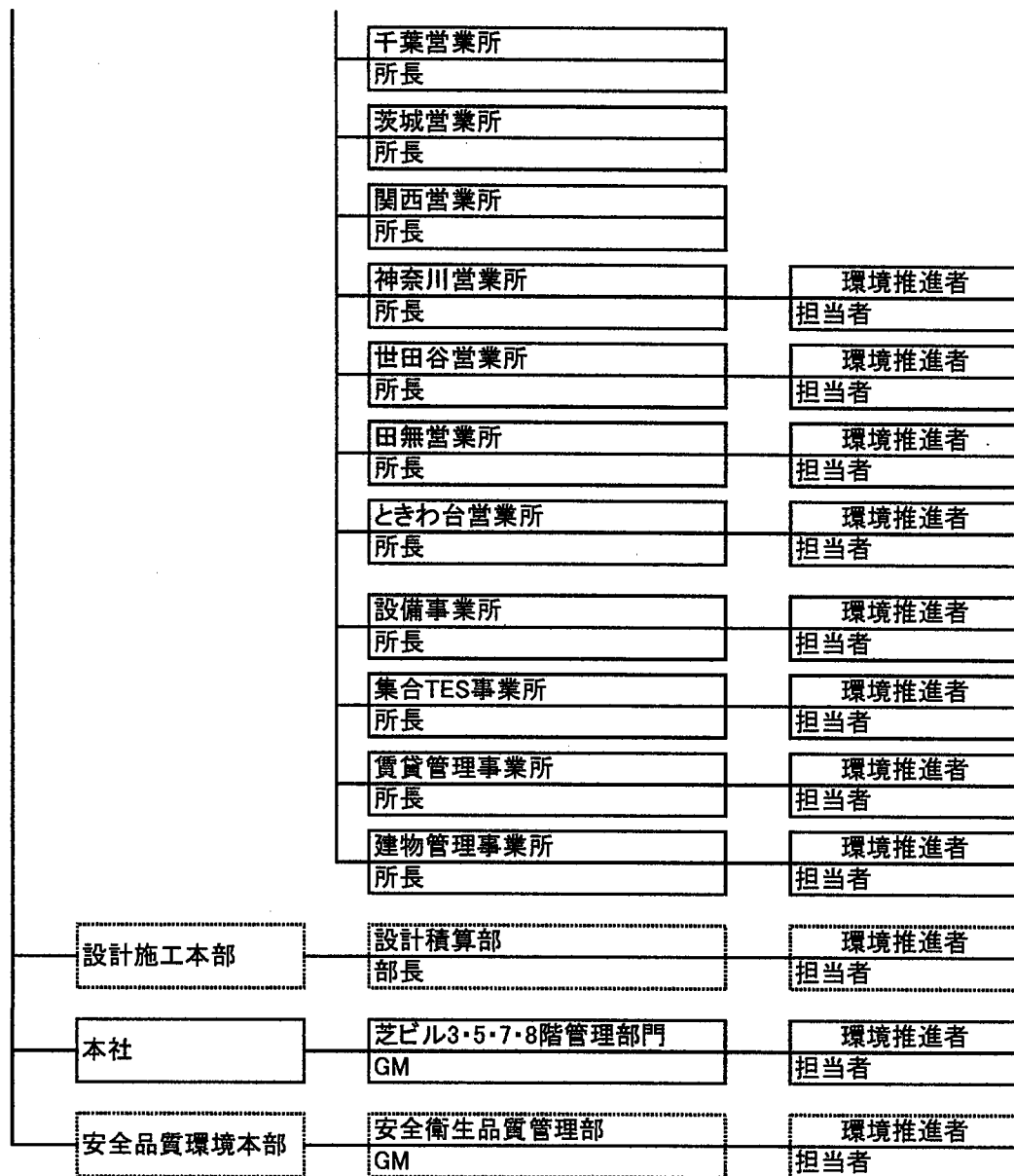
制定日：2005年12月 9日

改定日：2024年 1月 1日

環境統括管理責任者
安全品質環境本部長
環境副統括管理責任者
事業サポート本部長

環境統括管理責任者

業務統括	業務副統括	業務統括補佐	業務統括補佐	業務統括補佐
監査・ISO推進室	総務部	監査・ISO推進室	業務推進G	
導管事業本部		環境管理責任者	環境推進者	
		業務推進G GM	環境推進者 担当者	
導管事業本部		首都圏開発営業G 所長	環境推進者 担当者	
		神奈川開発営業G 所長	環境推進者 担当者	
		導管広域営業所 所長		
		南部導管事業所 所長	環境推進者 担当者	
		西部導管事業所 所長	環境推進者 担当者	
		東部導管事業所 所長	環境推進者 担当者	
		北部導管事業所 所長	環境推進者 担当者	
		神奈川導管事業所 所長	環境推進者 担当者	
		公共工事事業所 所長	環境推進者 担当者	
		緊急保安事業所 所長	環境推進者 担当者	
		西部営業所 所長	環境推進者 担当者	
		多摩営業所 所長	環境推進者 担当者	
		中北営業所 所長	環境推進者 担当者	
		事業推進グループ GM	環境推進者 担当者	
		集合営業G GM	環境推進者 担当者	
		住設営業G GM	環境推進者 担当者	
リビング事業本部		足立営業所 所長	環境推進者 担当者	
		城東営業所 所長	環境推進者 担当者	



この組織図は、廃棄物処理法及び自治体条例並びに省エネ法の基本方針に基づく管理体制を構築し、事業活動における環境全般に関する管理責任を定める。

環境統括管理責任者は、全事業所の廃棄物管理及び事業活動における環境管理を統括する。

環境副統括管理責任者は、環境統括管理責任者を補佐する。

業務統括、同補佐は環境統括管理責任者及び環境副統括管理責任者を補佐し、各事業所・営業所・部を指導する。また、廃棄物業務及び事業活動における環境管理業務全般を監視し、必要に応じて環境統括管理責任者に報告する。

各事業所・営業所・部は、それぞれ環境管理責任者及び環境推進者を定める。

環境管理責任者・推進者の選定：

- 1) 環境管理責任者は、廃棄物及び事業活動における環境に関する十分な知識を有する者の中から環境統括管理責任者が任命する。
- 2) 環境推進者は、環境管理責任者が任命する。

環境管理責任者の責務：

- 1) 廃棄物及び事業活動における環境に関するすべての責任・権限を有する。
- 2) 廃棄物及び事業活動における環境に関する十分な知識を有し、適正な処理及び事業活動における環境を指導し管理する。
- 3) 廃棄物の排出状況の把握及び廃棄物置場を含む事務所内を巡回し、整備等の改善を指導し管理する。
- 4) 事業活動における環境側面を適切に管理し指導する。

環境推進者の責務：

- 1) 各組織の廃棄物処理業務及び事業活動における環境管理業務について環境管理責任者を補佐する。
- 2) 環境推進者研修に参加し、各所員または必要に応じて協力会社員へ周知する。

(注)

部・所

左記の部・所は、建屋単位で監視・測定する廃棄物及び事務所環境全般の責任と権限を有する。

事業系一般廃棄物のみ管理する。